

2 公社等の理事長、理事・監事の選任、理事会の在り方について

理事長等の役員の選任、理事会の在り方は、公社等の運営における責任体制、組織の活性化等に及ぼす影響が大きいことから、その抜本的な見直しが必要である。

(1) 理事長の選任と職務

公社等の理事長は、県幹部職員等のいわゆる充て職ではなく、実質的経営者として経営の全責任を負い、常勤で有給とすべきである。理事長が、最終的な経営責任を負える組織体制とすべきである。

公社等は基本的に県行政を補完する機関であり、所管部局等の指導監督を受けるにしても、理事長職には、親方県意識を持たず、経営能力に優れた民間人あるいはプロパーを優先して選任すべきである。理事長職には、基本的には、プロパー・民間人・県職員OBを問わないが、県職員OBを理事長に選任する場合には、適切な審査機関を設け、その審査に基づいて選任し、その内容を公にすることが望ましい。

公社等役職員の任用にあたっては、理事長が全責任をもって行うべきである。

(2) 理事・監事の選任と職務

公社等の理事及び監事の選任については、県幹部職員、自治体幹部等のいわゆる充て職ではなく、業務に実質的に精通した者を選任すべきである。

また、監事の職務が十分果たされるよう、情報・資料の入手に制約がないこと、自由な監査方法の採用と費用の負担等、規程等に明文化すべきである。

(3) 理事会の在り方

理事会は、その機能に沿った権限と責任を明文化すべきである。

公社等の最高意思決定機関として、チェック機能の強化はもとより、職務執行のため必要とされる権限と自由度を保証するとともに、理事としての責任を意識させるなど、さらに活性化等を図っていく必要がある。

(少数意見)

公社等は県行政を補完し、より効果的に成果を挙げるために設立されている組織であり、一層の経営視点が求められることから、理事長職及び常勤理事には、経営能力に優れていると見られる県職員OBよりもさらに優れた経営能力を有する民間人を選任すべきである。

県職員OBが常勤役員の一定割合以下になるようにすること、常勤役員に占めるプロパーの割合を一定以上に高めること、常勤役員が短期間に交替する慣行をやめることが必要である。

公社等は、行政の補完的機能を持つとはいいいながらも、行政機関よりはその運営の効率性をより重視するところに特質があること、また、県庁等における理事人事のローテーション化などの弊害を回避するため、理事として選任されるには、県庁等を退職後、3年以上経ていなければならないとすべきである。

理事・監事の選任においては、公共機関における人事の透明性を確保する観点から、広く人材を求め、任命権者の恣意性を排除するための方策を講ずることが望ましい。